報　告

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月15日

国立研究開発法人理化学研究所

◎調達機関番号　814　◎所在地番号　11

１　改正された規則の名称等

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程（http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/docs/topfile/id/000023909/file/i000023909.PDF参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立研究開発法人理化学研究所　契約業務部契約第１課

ＴＥＬ048―467―9508

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月15日

独立行政法人福祉医療機構

◎調達機関番号　568　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等の調達手続を定める規程

２　この公表に関する問合わせ先

独立行政法人福祉医療機構　経理部会計課

電話03―3438―9929

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月15日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08

政府調達事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約事務取扱要領（13要領第12号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等若しくは当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この要領は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

三　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し契約事務取扱要領第14条第１項ただし書きの規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（参加のための条件）

第３条の２　契約担当職は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、競争参加者に対し、当該調達に関連する取引の実績を提示することを求めることができる。ただし、当該実績を日本国において有していることを条件として課してはならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　契約担当職は、契約事務取扱要領第９条第２項の規定による資格の審査の申請があり、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時、当該審査を行わなければならない。

２　契約担当職は、前項の資格の審査を行った場合は、当該審査を申請した者に対し、審査結果を遅滞なく通知しなければならない。

３　契約担当職は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務取扱要領第９条第４項の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる事業年度ごとに、官報により公示しなければならない。

４　契約担当職は、指名競争による特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

５　契約担当職は、指名競争による特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる事業年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項、資格審査の項目及び申請の期日等について官報により公示しなければならない。

６　契約担当職は、第３項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達をする物品等又は特定役務の種類

二　工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じて、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の有効期間及び当該期間の更新手続